

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（本庁舎304・305会議室空調設備修繕）	No.5200487
履行期限	平成28年 9月30日	
契約締結日	平成28年 8月26日	
契約金額	899,618円（消費税込み）	

契約相手方	東京瓦斯株式会社 都市エネルギー事業部 東部都市エネルギー部 (法人番号：6010401020516)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>修繕契約(本庁舎304・305会議室空調設備修繕)</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 東京瓦斯株式会社 都市エネルギー事業部 東部都市エネルギー部                  所在地 東京都荒川区南千住三丁目13番1号 東京ガス千住ビル                  代表者 部長 田之頭 健一</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、本庁舎304・305会議室の空調設備の不具合に伴う修繕契約である。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 修理対象の空調設備の製造会社である三洋電機株式会社は、東京瓦斯株式会社にガスヒートポンプ事業を引き継ぐ形で同事業から撤退しており、撤退後の修繕及び保守点検はすべて東京瓦斯株式会社が行っている。</p> <p>② 交換を行うコンプレッサー等の各種部品については、東京瓦斯株式会社のみが保有しており、他社での修繕は困難である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を契約する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>